前橋市市税条例の改正について

令和5年6月13日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例(昭和26年前橋市条例第302号)の一部を次のように改正する。

第33条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第43条第1項中「市民税の徴収については」を「市民税は」に、「によって特別 徴収」を「により特別徴収の方法」に、「方法による」を「方法により徴収する」に 改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて 賦課し、及び徴収する。 第45条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「もの」を「者」に改め、「によって」を「により」に、「いちじるしく」を「著しく」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「給与者」を「給与所得者」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「納税義務者から」を「当該納税義務者から」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合には、当該納税義務者」を「給与の支払を受けないこととなった場合には、その者」に改める。

第49条第1項中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「その特別徴収」を「特別徴収」に、「直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第50条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第50条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第50条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に 改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定に よって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金と みなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、 当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入 することを委託したものとみなす」に改める。

第51条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第51条の3第1項中「の通知」を「の告知」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に 改める。 第52条第1項第6号を次のように改める。

(6) 削除

第84条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項前段及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第15条の2に次の1項を加える。

8 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第15条の6の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第35条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」 を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第52条第1項第6号を削る改正規定、附則第15条の2に1項を加える改正 規定及び附則第35条の改正規定 公布の日
 - (2) 第39条の8第2項及び第43条第1項の改正規定並びに同条に1項を加える 改正規定、第45条第2項、第47条、第50条、第50条の2及び第50条の 6の改正規定、附則第15条の6の2及び附則第16条の2第3項の改正規定並 びに次項、附則第4項(改正後の附則第16条の2第3項に係る部分に限る。) 及び第5項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第33条の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日
 - (4) 第49条、第51条第1項及び第5項、第51条の3第1項及び第2項、第9 8条第1項及び第5項並びに第101条第1項の改正規定 市規則で定める日 (市民税に関する経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の前橋市市税条例の規定中個人の市民税に 関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第33条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について 提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受ける

べき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第84条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 改正後の附則第15条の6の2第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定 の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の 環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課 する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。